

## 運営指導について※実地指導から名称変更

### 1. 運営指導とは

- ・運営指導は、都道府県又は市町村が主体となり、その指定、許可の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に、介護保険施設等ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等の確認のため、原則、実地に面談方式で行うもの。
- ・介護保険施設等には、それぞれが構築した業務管理体制に基づき、自ら法令や基準等のルールを遵守することが求められ、行政機関は、介護保険施設等が法令等を遵守し適正にサービスを行うことができるよう支援する。

### 2. 可児市の運営指導の概要

- ・実施日の1ヶ月前に通知し、2週間前までに点検シートや書類の事前提出。  
(新型コロナウイルス感染防止の観点から事前提出書類による事前確認を行い、当日の訪問時間短縮に努めています)
- ・運営指導の所要時間は、1事業所につき3時間程度。  
(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の場合は、5時間程度)
- ・県所管事業所の運営指導は、県事務所が実施。
- ・総合事業の事業所は、適切なサービス提供の確保という点から、訪問時に、あわせて書類確認を実施。

### 3. 実績(令和元年度～4年度)

サービス種別	対象事業所数 (R4.4.1時点)	令和元年度 実施事業所数	令和2年度 実施事業所数	令和3年度 実施事業所数	令和4年度 実施事業所数 (R4.12月末時点)
居宅介護支援	24	3	2	6	5
介護予防支援	6	6	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	1	0
地域密着型通所介護	12	0	0	0	3
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	1
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	2	2	0	0	0
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	10	6	0	0	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	1	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0	0
合計	59	18	2	7	11

#### 4. 指摘事項等の例

##### 居宅介護支援

- ・介護支援専門員1人あたりの利用者数が35人を超えています。今後の改善方針を提出してください。
- ・他の事業との事務室の共用方法が適切ではありません。それぞれの事業を行うための区画を明確にしてください。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、前6箇月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合等について説明を行い、理解を得てください。
- ・契約書や居宅サービス計画等について、その内容について説明し、文書により同意を得る際は、併せて日付を記入してください。
- ・運営規程に掲げる事項について、指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額を適切に定めてください。
- ・介護支援専門員の資質の向上のための研修の機会を確保してください。
- ・居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めてください。
- ・サービス担当者会議の記録やサービス提供事業所から受け取った個別サービス計画が、該当者のファイルに保管されていない事例がありました。書類の保管を適正に行ってください。

### 地域密着型通所介護

- ・地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録してください。
- ・運営推進会議の記録を作成し、公表してください。
- ・ハラスメントを行ってはならない旨の方針等を従業者に周知・啓発してください。
- ・非常災害に関する具体的計画を策定してください。
- ・定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施してください。

### 認知症対応型共同生活介護

- ・基準を満たすよう、適切に従業者を配置してください。
- ・認知症対応型共同生活介護計画について、利用者本人の同意を得てください。
- ・運営推進会議の記録を作成し、公表してください。
- ・外部評価結果を入居者及び家族に提供してください。
- ・非常災害に関する具体的計画を策定してください。

## 5. 適正な事業運営に係る注意事項

・居宅介護支援事業者における、訪問介護等が位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合等の説明については、文書の交付、十分な説明、理解を得ること、利用者から署名を得ることを行わなければならないとされています。適切に行われていない場合は、運営基準減算が適用されますので、確実に実施していただきますようよろしくお願いいたします。

(可児市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(条例第3号)第7条第2項)

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(老企第22号)第23(2))

(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(老企第36号)第36(2))